

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

平成29年9月1日

-200号-

ANNIVERSARY

消費生活トラブル情報

注目!

架空請求メールに関するトラブル

急増中

相談事例



携帯電話に、大手IT企業の名前で「有料コンテンツの利用料金が未納になっています。本日中に連絡がない場合は、訴訟手続きに移行します。至急ご連絡ください。(〇〇総合窓口 TEL〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)」とSMS(ショートメール)が送信されてきた。身に覚えがないが、どうすればいいか。

アドバイス



「期日までに連絡するように」などと書いてあっても、絶対に連絡してはいけません。業者からの請求がエスカレートしたケースもあります。「訴訟を起こす」「弁護士対応になる」など不安をあおるようなことが書かれていても、利用した覚えがなければ決して支払わず、無視しましょう。

支払い義務があるかどうか判断できない場合や心配なときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

参照先：国民生活センターHP

<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen219.pdf>

山口県消費生活センター TEL.083-924-0999(相談)/083-924-2421(消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金]8:30～19:00 [土]8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [平日]9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

事例紹介

- ① モバイルバッテリーを充電しながら就寝していたところ、製品と周辺を焼損する火災が発生した。
- ② ズボンのポケットに入れていたスマホが発熱・発煙し、火傷を負う事故が発生した。

注意点

- ① 就寝中は充電を控えるか、枕元や寝具の側で充電せず、燃えやすいものが周囲にない場所で充電してください。
- ② リチウムイオンバッテリーを搭載した製品を落とす、ぶつけるなどは行わないよう十分注意してください。

参照先：<http://www.nite.go.jp/data/000086042.pdf> (nite<独立行政法人製品評価技術基盤機構>)

豆知識

『契約』について考えよう



「契約」とは

二人以上の当事者の意思表示の合致（合意）によって成立する法律行為をいいます。通常は申込みと承諾によって成立します。したがって、契約書を交わさずとも、**口約束でも成立します**。

アドバイス

契約金額が大きい場合や長期間にわたる契約などの場合は、以下のような理由で契約書が作成されます。

- ① 約束の内容をお互いに確認して間違いを防ぐため。
 - ② 後々契約内容について忘れていたりして紛争になるのを防ぐため。
 - ③ 後日紛争になったときの証拠として使用できるようにしておくため。
- 要するに、うっかり忘れてたとなるとお互い困るから契約書を作成します。

そのため、**契約書**またはそれに準ずる書類は、**大切に保管**しておきましょう！

お知らせ

体験学習型 消費者教育施設

「まなべる」のご紹介

体験学習型 消費者教育施設

まなべる

消費者力

UP

賢い消費者になろう!

山口県消費生活センターでは、消費生活に関する各種の相談をお受けし、問題解決のための助言・あっせんなどを行っています。悪質商法等による被害は依然として後を絶たず、また、手口も年々巧妙・複雑化しているのが現状です。そのようなことから、「子どもから高齢者まで、体験しながら楽しく学べる空間」をつくり、多くの県民の皆様にご利用いただき、消費者被害の未然防止を図ります。

家族と、クラスの友達と、地域の仲間といっしょに、「学ぶ」「気づく」「知る」に対応できるコンテンツを体験し、より効果的に消費生活問題を「学べる」場所。それが消費者教育施設「まなべる」です。



1-2

「まなべる」は、専用端末で消費生活トラブルの疑似体験ができる体験ゾーンや、書籍やDVDの貸出を実施する情報ゾーンがあります。

○コンセプト「県民の消費者力UP」

「まなべる」では「体験」、「学習」し、いろいろな「情報」を得ることで、消費生活問題を学ぶことができます。「まなべる」を効果的に活用していただくことで、県民の皆様の消費者力向上を図ります。

○利用時間 平日 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

○ネーミング&ロゴ

消費生活問題に関して「学べる」場所であり、皆様に対して「消費者問題の警鐘(ベル)を鳴らす」情報発信ステーションとしての機能もあことから、「まなべる」とネーミングしました。

消費者教育施設

まなべる

体験 学習 情報



来て・見て・学んで 身につけよう消費者力!!

○消費生活体験ゾーン

- 契約
- ネット系トラブル
- 過債販売
- 対人系トラブル(キャッシュセールス他)
- 詐欺系トラブル
- 製品事故

各ブースに専用端末機を設置、オリジナルソフトで、消費生活トラブルの疑似体験ができます。自分の行動・対応をチェックしてみましょう。

○消費生活情報ゾーン

パンフレットや書籍など、消費生活に関する豊富な情報を閲覧できるコーナー。検索用パソコンでキーワード検索もでき、知りたい情報を簡単に入手することができます。DVDの貸出もしています。

○キッズルーム

「まなべる」には、子育て中の方にも気軽に利用していただけるよう、キッズルームを設けています。



○消費者教育ブース

消費者団体や市町の活動など地域での消費者教育を紹介しています。

○消費生活情報コーナー

入口前にもパンフレットなど豊富な情報を閲覧できるコーナーを設けています。

消費生活トラブルを体験しながら、楽しく学ぼう!

○まなべる学習室

消費者教育、啓発講座の開催など、多目的に活用できるスペースです。

「まなべる」を利用して、消費者力アップ!!



山口県消費生活センター TEL 083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (啓発)
〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 FAX 083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間 【月～金】 8:30～19:00 【土】 8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 【平日】 9:00～16:30 (入場受付は16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。